



令和2年

第11号

～きれいな排水で「どじょう」が住める堀に～

ご挨拶

日増しに寒さがつのり朝夕はめっきり冷え込むようになりましたが、皆様方には益々御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より会員の皆様方には、本協会に対して深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

当協会も設立から7年目を迎えました。協会への加入者数も94%まで到達し、ご協力をいただいている会員の皆様方に厚く御礼を申し上げます。協会としては、これまで合併処理浄化槽の適切な使用と維持管理の推進、そして設置者の負担軽減を図るべくさまざまな制度の確立に向け取り組んでまいりました。

さて、今年は新型コロナウイルスの世界的な大流行により、ワクチン開発が進んではいるものの欧州では第2波、そして日本国内でも第3波ともいえる急速な感染拡大が進んでおり、いつ事態が収束に向かうのかまったく見えない状況にあります。この間、人々の行動制限が措置されるなどさまざまな社会的変化に、経済の低迷等かつてない危機的状況が続いております。こうした中、本協会が例年開催してまいりました浄化槽講習会も、本年度につきましては感染拡大防止を図るため中止することとさせていただきます。なお、代替措置として、家庭訪問時にいろいろな情報提供を行うことに致します。

また、H30年度からスタートしました送風器機能保障制度は、送風器が故障した場合に無償で設置者に送風器を貸与し協会が費用を負担するという画期的な制度であります。こうした取り組みは、全国的にも例がなく本当に会員の皆様方には安心して浄化槽をお使いいただけるのではないかと考えております。

今後も、さらに助成制度の充実に向けて取り組むとともに、会員の皆様方のご意見、ご要望を拝聴しながら、よりよい協会の運営に務めてまいりますので、皆様方のさらなるご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。なお、今冬はコロナとインフルエンザのダブルでの流行が懸念されております。手指の消毒、3密を避ける行動をこれまで以上にしっかりとっていただき、ご自身の感染防止に努めていただきたいと思います。

(一社)大木町合併処理浄化槽維持管理協会 代表理事 井上 勝己

口座振替停止のお知らせ及び振替銀行の変更のお願い

佐賀銀行が12月末、西日本シティ銀行が令和3年6月末をもって「フロッピーディスク媒体及び紙媒体による取り扱いを終了し、インターネットバンキングのみとなる」という通告により、今まで通りの方法では口座振替ができなくなります。

会員の皆様には大変ご迷惑、ご不便をおかけ致しますが、下記の金融機関への変更をお願い申し上げます。

ご不明な点などございましたら、当協会までお問い合わせ下さい。



●口座振替金融機関

・福岡銀行 ・JA福岡大城 ・大川信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・筑邦銀行

大木町合併処理浄化槽維持管理協会の運営状況について

当協会は浄化槽の適切な使用、維持管理で水質保全と設置者負担軽減に取り組んでいます。本年度は、コロナ禍における制約された活動で講習会は中止となりましたが、各世帯訪問や簡易チェック更新訪問の戸別訪問に重点を置き、感染症対策を徹底して事業を進めております。1人でも多くの皆様の声を聞いて、各制度や運営に生かしていきます。

皆様方のご協力で、運営は順調に推移しておりますが、本年度の主な活動経緯をご報告します。

●第7期定時社員総会（6/30）書面議決

平成31年度事業報告及び決算について
令和2年度事業計画及び予算計画について

●第1回理事会（6/30）書面議決

加入、運営状況報告、役員体制について

●実地調査対象浄化槽立会（7/19）

実地調査とは、全国浄化槽市町村協議会が補助対象浄化槽を環境省の定める国庫補助指針に適合しているかを判定するために実施する調査です。（安定した機能を発揮して、水質が保たれているかの各項目検査）

県内の調査は、委託を受けた（一財）福岡県浄化槽協会が実施しており、今回、大木町の調査に環境課と協会が立ち会いました。

●業者間協議（8/21 環境課、協会、福岡県浄化槽協会、(株)立花商事、(株)有明水質保全）

掘割水質強化についての取り組みや水質に悪影響を及ぼすサカマキ貝対策等に関する協議を行いました。

●各世帯訪問（4月より～随時訪問）

清掃3、4ヶ月前に会員宅を訪問し状況確認（使用状況確認等）

●簡易チェック更新（10月より～随時訪問）

実施会員宅を訪問し状況確認（チェックシート更新等）

●浄化槽清掃、汚泥減量化研修会

（10/21 環境課、(株)立花商事、協会）

作業方法、安全対策や汚泥減量化に向けた取り組みについて確認及び対応策を検討しました。

●逆止弁作動検証（10/21 環境課、(株)立花商事、協会）

水害対策のひとつで、逆止弁が正常に作動するか検証を行った結果、確実に逆流防止が確認できました。

●清掃・保守点検同行（月1回）

現場業務の状況把握。

●事務局会（月1回）

運営状況確認及び課題の検討等。



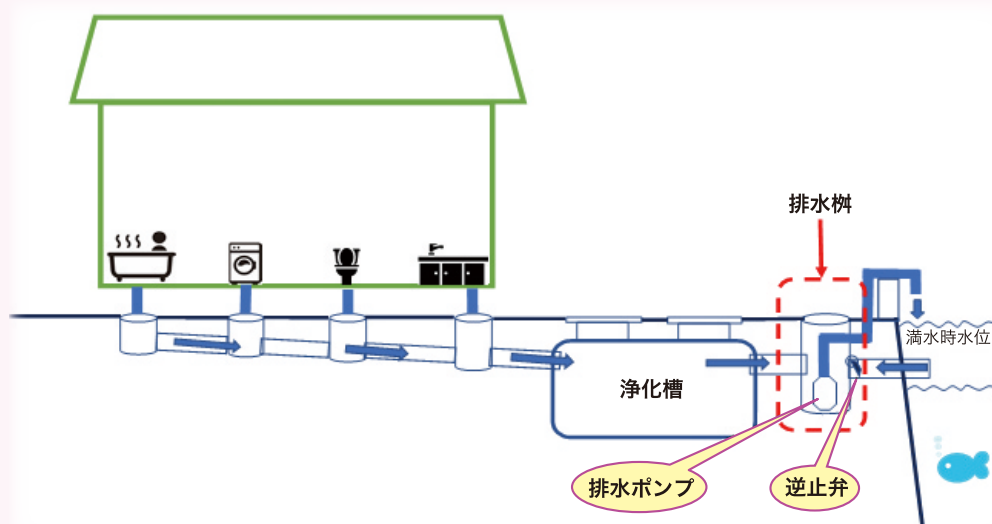
保健所通達事項

休止浄化槽(浄化槽法第11条の2、第10条第1項及び第11条第1項関係)について

この度、令和元年度の浄化槽法改正の施行に伴い、本年4月1日から新たに浄化槽休止制度の運用が開始されました。届出により休止した浄化槽は、使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃及び定期検査の義務が免除されます。ただし、休止する場合の手続きには、全量抜き取り清掃証明書が必要となります。



※休止を予定されている方は、清掃費用が重複しないように早めにご相談下さい。



水害時のトイレ等が使えない方の為に 助成金制度を始めます

水害時に、浄化槽の放流先が水位上昇により、トイレ等が使用できないとの相談が寄せられています。この状態を少しでも改善する為に緊急用排水設備や逆止弁など水害対策の助成金制度を始めます。

工 事 内 容：浄化槽と放流先の間に排水桝を設置して、堀や側溝の逆流を防ぐ
逆止弁や排水ポンプの設置

標準工事費用：排水ポンプ含めて30万円程度（設置条件に応じて増減あり）

補 助 金 額：工事費用の1/2（機能回復併せて上限15万円）

※設置又は検討される方は、協会にお問い合わせ下さい。

皆さんのお宅を訪問する保守点検業者は 10月から証明書を携帯しています



業務委託 証明書

氏名 大木 太郎
会社名 大木町合併処理浄化槽維持管理協会
所在地 三潞郡大木町大字八町牟田255番地7

上記の者は、合併処理浄化槽の維持に係る
業務委託の受託者であることを証明します。



一般社団法人 大木町合併処理浄化槽維持管理協会
代表理事 井上 勝己
〒830-0416 三潞郡大木町大字八町牟田255番地7
TEL 0944-33-2328 FAX 0944-33-2349

保守点検で訪問する際には、協会発行の業務委託証明書を携帯しております。保守点検では、浄化槽本体と各汚水桝の点検を行っております。

何か気になること等があれば、業務委託証明書の提示を求めるか、協会にご連絡下さい。

送風器（ブローワー）について

9月中旬に会員の方より、送風器のコンセント部分が焦げていると連絡がありました。

点検業者へ確認と10月5日にメーカーの現場検証を行いました。まだ、原因と対策の詳しい回答は得られておりませんが、現時点では、トラッキング現象^{注)}が疑わしいので、点検業者に点検時のコンセント部分の清掃依頼を出しております。また、簡易チェック実施者の方には送風器の稼働確認とコンセント部分の接続確認をお願いします。

※メーカーからの回答は、町の広報に掲載します。

注)：トラッキング現象とは、火災の原因にもなる現象です。

長い間、差しっぱなしになったコンセント部分にホコリがたまり、湿気が加わって火花放電となり、絶縁部分が加熱され、そこから放電をおこし発火するものです。



◎浄化槽に関する相談、会費の支払い又は引っ越し等による休止、退会等については、下記にご連絡下さい。

一般社団法人

大木町合併処理浄化槽維持管理協会

〒830-0416 福岡県三潞郡大木町大字八町牟田255番地7(役場西別館内)

TEL(0944)33-2328 FAX(0944)33-2349

